

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第41号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則（昭和30年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>県税に係る事項</u>については、納税貯蓄組合法施行令（昭和26年政令第99号。以下「政令」という。）に定めるものの<u>ほか</u>、この規則の定めるところによる。</p> <p>（委任）</p> <p>第2条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち、納税貯蓄組合の設立及び補助金の交付並びに組合規約又は組合員の変更届出に係る事務は、<u>鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長に委任する。</u></p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第6条 知事は、予算の範囲内において、前条の計算期間（以下「計算期間」という。）の末日現在において組合員が10人以上の組合に対し、法第10条第1項に規定する事務費の額に相当する額を限度として次に掲げる額を合算して得た額の補助金を交付する。ただし、次に掲げる額を合算して得た額が1,000円未満の場合は、この限りでない。</p> <p>（1）<u>計算期間において当該組合の組合員（資本金の額又は出資金の額が5,000万円を超える法人である組合員を除く。以下同じ。）</u>以外の者を雇用した場合における当該雇用に要した費用の額（計算期間において組合員（計算期間の初日現在に組合員であった者で計算期間中に組合員でなくなったもの及び計算期間の初日現在に組合員でない者で計算期間中に組合員となったものを含む。）のうち県税（個人の事業税及び普通徴収の方法によ</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>県税にかか</u>る事項については、納税貯蓄組合法施行令（昭和26年政令第99号。以下「政令」という。）に定めるものの<u>外</u>、この規則の定めるところによる。</p> <p>（委任）</p> <p>第2条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち、納税貯蓄組合の設立及び補助金の交付並びに組合規約又は組合員の変更届出に<u>かかる</u>事務は、<u>県税事務所長に委任する。</u></p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第6条 知事は、予算の範囲内において、前条の計算期間（以下「計算期間」という。）の末日現在において組合員が10人以上の組合に対し、法第10条第1項に規定する事務費の額に相当する額を限度として次に掲げる額を合算して得た額の補助金を交付する。ただし、次に掲げる額を合算して得た額が1,000円未満の場合は、この限りでない。</p> <p>（1）<u>計算期間において当該組合の組合員（資本又は出資の金額が5,000万円を超える法人である組合員を除く。以下同じ。）</u>以外の者を雇用した場合における当該雇用に要した費用の額（計算期間において組合員（計算期間の初日現在に組合員であった者で計算期間中に組合員でなくなったもの及び計算期間の初日現在に組合員でない者で計算期間中に組合員となったものを含む。）のうち県税（個人の事業税及び普通徴収の方法により徴収</p>

り徴収する自動車税に限る。以下同じ。)の納税義務を有するもの(以下「納税義務組合員」という。)の数が30人以下の組合にあつては4,250円、納税義務組合員の数が31人以上の組合にあつては4,250円に納税義務組合員の数が30人を超える数10人ごとに850円を加算した額を限度とする。)

(2)~(4) 略

2及び3 略

第3号様式(第4条関係)

納税貯蓄組合証明書
略
上記は、納税貯蓄組合法第2条第1項の規定による納税貯蓄組合であることを証明する。
年 月 日
鳥取県 総合事務所長 氏 名 印

第4号様式(第7条関係)

職 氏 名 様
組合事務所所在地
納税貯蓄組合名
代 表 者 氏 名 印
年 月 日
年度納税貯蓄組合補助金交付申請書

略
注 略 (総合事務所使用欄)
略

第8号様式 その1(第9条関係)

納税貯蓄組合検査職員証
第 号
鳥取県職員 氏 名 年 月 日交付
鳥取県知事 印

第8号様式 その2(第9条関係)

納税貯蓄組合検査職員証
第 号

する自動車税に限る。以下同じ。)の納税義務を有するもの(以下「納税義務組合員」という。)の数が30人以下の組合にあつては4,250円、納税義務組合員の数が31人以上の組合にあつては4,250円に納税義務組合員の数が30人を超える数10人ごとに850円を加算した額を限度とする。)

(2)~(4) 略

2及び3 略

第3号様式(第4条関係)

納税貯蓄組合証明書
略
上記は、納税貯蓄組合法第2条第1項の規定による納税貯蓄組合であることを証明する。
年 月 日
鳥取県何部県税事務所長 氏 名 印

第4号様式(第7条関係)

職 氏 名 様
組合事務所所在地
納税貯蓄組合名
代 表 者 氏 名 印
年 月 日
年度納税貯蓄組合補助金交付申請書

略
注 略 (県税事務所使用欄)
略

第8号様式 その1(第9条関係)

納税貯蓄組合検査吏員証
第 号
鳥取県事務吏員 氏 名 年 月 日交付
鳥 取 県 印

第8号様式 その2(第9条関係)

納税貯蓄組合検査吏員証
第 号

鳥取県職員

氏名

年 月 日交付

鳥取県 総合事務所長

印

鳥取県事務吏員

氏名

年 月 日交付

鳥取県 部県税事務所長

印

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。